



1. 各行政の取扱指導要綱に準拠し、合併浄化槽放流水を敷地内処理する装置とする
2. 雨水浸透ます付近及び雨水等の流入する恐れのない場所へ設置すること
3. 粘土層等の透水性が悪い土壤への設置は行わないこと
4. 地下水位が装置底面より1m以上離れている場所で湿潤でない場所へ設置すること
5. 処理装置の端より建築物、隣地境界までの距離は1m以上とする
6. 処理装置上部は物を置かないこと
7. 維持管理を適正に行うこと